

9 介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件について

介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務を行うためには、実務研修受講試験に合格する必要があるが、平成 29 年度以前の受験要件は、①介護福祉士、看護師などの保健・医療・福祉に係る法定資格保有者 ②相談援助業務従事者、③介護等の業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者のいずれかとされていた。

しかし、介護支援専門員の資質確保の観点から受験要件の見直しが行われ、平成 30 年度以降は、①法定資格保有者 ②相談援助業務従事者に限定され、③実務経験期間を有する者は除外されることとなった。

これに伴い、全国の受験者数は平成 29 年度の 131,560 人から平成 30 年度の 49,332 人へと激減し、合格者数も大きく減少している。

この見直しに加え、介護職員の処遇改善が進んだ結果、介護支援専門員の資格を取得するメリットが薄れる状況となっており、充実した介護サービスを提供していく上で重要な役割を担う介護支援専門員の減少が大いに懸念される場所である。

このまま介護支援専門員が減少していけば、在宅要介護者の介護サービス計画が作成されず、必要な介護サービスを受けられなくなるだけでなく、介護支援専門員の配置が必須とされる介護保険施設等では運営を継続できなくなるおそれがある。

今後、高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする要介護者の増加が見込まれる中、介護支援専門員数の確保は喫緊の課題である。

受験要件の見直しにより除外された③の者の中でも、長年に亘り介護現場で経験を積むことにより①や②と同等の資質を有する者はいるものと想定されており、介護支援専門員数の確保という観点から一定の実務経験を有する者については、受験を認めるべきで

はないかと考える。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

法定研修の充実など介護支援専門員の資質向上対策を一層図りつつ、介護支援専門員の受験要件を見直すこと。